せいかつ ほ ご せいど

生活保護制度のあらまし

そうだんしゃ

（相談者のしおり）

このしおりは、生活保護を申請する上で知っておいていただきたいことを説明したものです。

生活保護は憲法で保障された権利であり、最低限度の生活を保障し、一日も早く自立した生活ができるよう手助けをする制度です。ためらわずにご相談ください。

ふく おか けん

福 岡 県

（令和8年3月）

もくじ

１　生活保護制度とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　生活保護を受ける前に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３　保護の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

４　保護の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

５　保護の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

６　権利及び義務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　生活保護制度とは

私たちの一生の間には、収入が少なく生活ができないときや病気や事故、その他さまざまな事情のため生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがあります。

このようなときに、日本国憲法第２５条に基づき、その困窮の程度に応じて国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活していけるように手助けすることを目的とした制度です。

日本国憲法

第25条　生存権、国の社会的使命

１　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第1条　この法律の目的

この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条　無差別平等

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

第3条　最低生活

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

2 保護を受ける前に

保護は、生活に困窮する方がその利用できる資産、能力その他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としています。

働く能力、資産、生活保護以外の法律や制度など活用できるものは、全て活用するよう努力してください。

暴力団員は、正業に就かず、また違法・不当な収入の把握が難しく、保護の要件を満たさないため、暴力団員及び暴力団員と同居する家族・同居人は、生活保護を受けることはできません。

これらの努力をしてもなお最低限度の生活維持ができないときにはじめて、生活保護を受けることができます。

(1)能力の活用

世帯全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。

働く能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合は、保護を受けることはできない場合があります。怪我や病気のため働ける能力があるかどうか不明な場合は、医師に診断してもらうことがあります。

(2)資産の活用

余分な資産は処分して生活にあててください。

例えば、生活に直接必要のない土地・家屋・預貯金・生命保険・有価証券・自動車・貴金属などの資産は、原則として保有は認められません。

(3)他法の活用

老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、恩給、手当（児童扶養手当、児童手当など）、雇用保険、傷病手当金、高等学校等奨学給付金など生活保護以外の法律や制度で、活用できるものはすべて活用してください。

(4)扶養義務者の援助

夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者にあたります。

親、子、兄弟姉妹、親戚などに困っている状況を相談し、援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

離婚したときは、前夫（妻）と子どもの養育費について話し合ってください。話し合いがつかない場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。

婚姻中の夫（妻）が行方不明の場合は捜索願を出してもらうことがあります。

【扶養義務照会について】

保護の申請を行った後に、保健福祉（環境）事務所から扶養義務者に対し援助ができるかどうかの照会を行う場合がありますが、DV（配偶者等からの暴力）や虐待などがある場合は照会を行いません。

また過去に著しい関係不良などがある方には扶養義務の照会を行わない場合がありますので、ご相談ください。

(5) その他

くらしに役立つもの（例えば、生命保険による入院給付金、生命保険の解約返戻金、交通事故による賠償金など）があれば活用してください。

生活保護法

第4条 保護の補足性

1　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2　民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3　前２項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 保護の申請

相　談

生活に困って保護のことをお聞きになりたい方は、民生委員、市町村、保健福祉（環境）事務所にご相談ください。

申　請

市町村または保健福祉（環境）事務所で、保護申請に必要な書類を受け取り、必要事項を記入して提出してください。

調　査

申請があると、保健福祉（環境）事務所の地区担当員があなたの家庭などを訪問して、困っておられる状況の確認や保護の要件が満たされているかどうか調査します。

決　定

調査に基づき、国が定めた基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入とを比べて、保護が必要かどうか決定します。

通　知

保護が受けられる場合　あなたに保護**開始**決定通知書を交付します。

保護が受けられない場合　あなたに保護申請**却下**決定通知書を交付します。

保護が受けられるかどうかは、申請をされた日から原則として１４日以内（調査などに時間がかかる場合は３０日以内）に決定して通知します。

4 保護の決定

生活保護は世帯を単位として決定しますので、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで決められます。

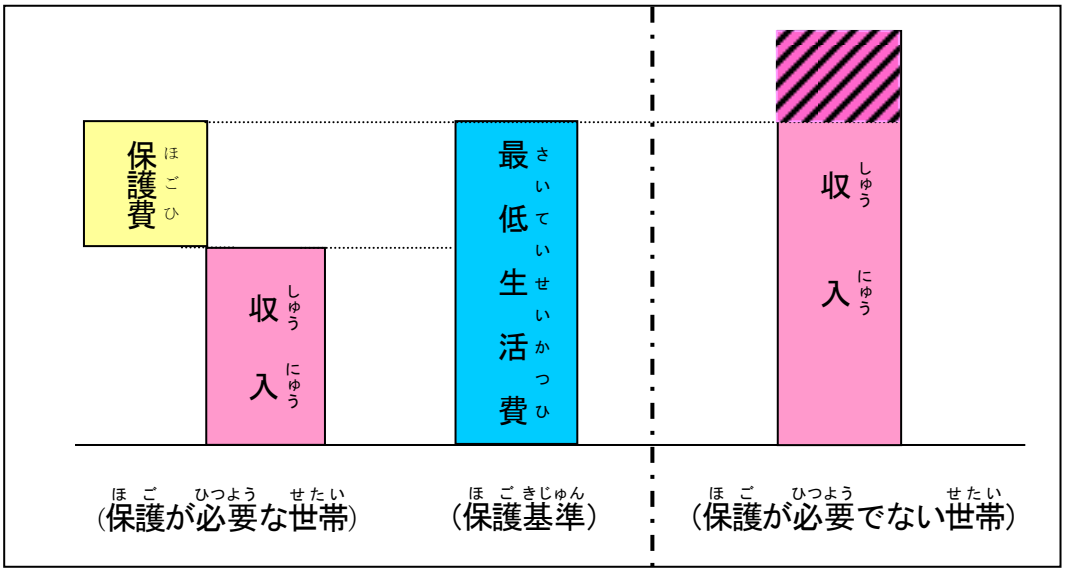

（1） 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などをあわせたものです。

（2）収入とは、

① 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）

② 年金、恩給、手当の収入

③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

など、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

このうち働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

5 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。

生活扶助　……食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用

住宅扶助　……家賃、地代や住宅の補修などの費用

教育扶助　……学用品、教材費、給食費、学級費、課外のクラブ活動費などの義務教育の費用

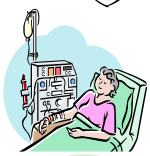

医療扶助　……病気やけがの治療のため、医療機関等にかかる費用
（かかった医療費の１０割分を医療機関等に支払います。）

介護扶助　……高齢の方などが介護サービスを受けるためにかかる費用

出産扶助　……お産をするための費用

生業扶助　……仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校などで就学するために必要な費用

葬祭扶助　……葬祭の費用

なお、臨時的に必要な費用について、緊急かつやむを得ない場合に対応するため、各種の「一時扶助」などがあり、必要に応じて支給されます。

6 権利及び義務について

権利として保障されること

（1）正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。

（2）保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

義務として守っていただくこと

（1）保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。

（2）健康状態を良好に保ち、病気の人は、一日も早く治るよう治療に専念してください。

（3）働くことができる人は、能力に応じて働いてください。

（4）収入と支出などの家計の状況を把握し、むだな支出をさけて、生活の維持向上に努めてください。

（5）保健福祉（環境）事務所が認めた貸付金以外で借金することは認められていません。

（6）次のような場合は、**届出**が必要となります。

① 家族または同居人が増えたとき、減ったとき。

② 働くようになったとき、働かなくなったとき、仕事を変わったとき。

③ 新に収入を得たとき、収入が増えたとき、減ったとき。

④ 入院したとき、退院したとき。施設に入所したとき、退所したとき。

⑤ 現在住んでいる家をかわろうとするとき。

⑥ 家賃、間代（部屋代）、地代（土地代）がかわるとき。

⑦ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき。

⑧ 年金や手当を受けるようになったとき。また金額が変わったとき。

⑨ 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳等を取得したとき。等級の変更があったとき。

⑩ 学校を辞めたり、進級できなくなったとき。

⑪ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。

（7）**指導指示について**

世帯の生活の維持、向上やその他保護の目的達成のため、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

○　従っていただけない場合は、保護が受けられなくなることがあります。